

内閣府による支援施策等について

令和3年2月25日

PPP / PFI 推進施策説明会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

企画官 阿部 俊彦

PPP/PFI地域プラットフォーム

地域プラットフォームとは

地方公共団体を始め地域の関係者の**PPP/PFIに対する理解度の向上**を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の**企画力・提案力・事業推進力の向上**や**その能力を活用した案件の形成を促進**するため、行政、金融機関、企業、大学等の関係者が集い、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う場

地域プラットフォームの機能

地域においてPPP/PFI事業に取り組む上での課題

地域プラットフォームの機能

■ PPP/PFI手法導入のメリットが十分に理解されていない

普及啓発機能

■ 地方公共団体と地域企業の官民双方にノウハウが不足している

人材育成機能

■ 地域の企業における受注機会喪失に対する懸念がある

■ 地方公共団体の考えが分からない

■ どういった事業を予定しているのか、どういった公有資産を保有しているのか分からない

情報発信機能

■ 地方公共団体ではPPP/PFI手法の導入や公有資産の活用等に関するアイデアが思い浮かばない

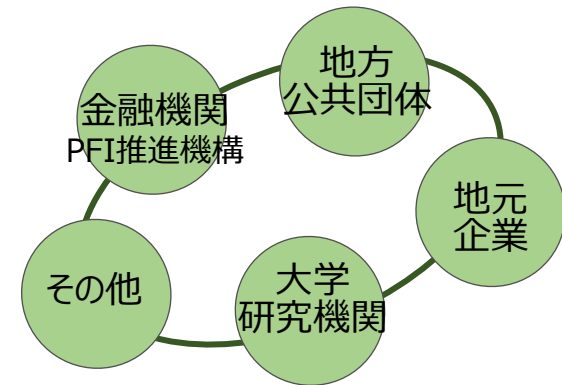
■ 民間からPPP/PFI事業に関するアイデアや意見を提案できる機会が無い

官民対話機能

■ PPP/PFI事業に取り組む上で必要となる他業種等とのネットワークが不足している

交流機能

【地域プラットフォームのイメージ】



具体的な活動・取組

【主な取組例】

- **セミナーを開催し、PPP/PFIの基礎的な内容や事例研究等**について知識・ノウハウの習得を図る
- 具体のPPP/PFI候補案件について行政から情報を提供するとともに、その案件を題材として**サウンディング調査等の官民対話**を行い、**民間事業者の参入意向や参入条件等の確認**をし、事業化に向けた次のステップに繋げる
- 地元企業がコンソーシアムを作りやすくなるように、セミナー等の後に交流会を行い、**異業種間のネットワーク構築**を図る

PPP/PFI地域プラットフォーム

普及啓発・人材育成機能

- ・ **PPP/PFIの基礎的な内容や事例研究等についてセミナーを開催し**、PPP/PFIの知識・ノウハウの習得や理解促進を図る。
- ・ 自治体職員に対して具体的な案件形成が志向できる人材育成を推進する。



H29年度 ぎふPPP/PFI推進フォーラム
セミナー

情報発信・官民対話機能

- ・ 具体のPPP/PFI候補案件について、**行政からの情報提供のうえ官民対話等を実施**。
- ・ 当該案件に係る市場性の有無や事業のアイデア、民間事業者の参入意向や参入条件等について意見聴取することで、PPP/PFIによる事業化に向け次段階へ進捗させる。



R元年度 静岡県官民連携プラットフォーム
個別対話の実施



H29年度 関東ブロックプラットフォーム
開放型サウンディングの実施

交流機能

- ・ 地元企業がコンソーシアムを組成しやすくなるよう、セミナー等の後に交流会等を実施し、**異業種間のネットワーク構築**を図る。
- ・ 事業者間でPPP/PFI事業の現状と課題に対する意見交換ができる機会となることが期待される。



H30年度 静岡市公民連携推進に向けた説明会
異業種民間グループと行政との対話



H30年度 静岡市公民連携推進に向けた説明会
懇親会における民間事業者間の名刺交換

PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度

概要

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援

協定内容

■対象となる地域プラットフォーム

○要件

- ・代表者に地方公共団体(都道府県、政令指定都市等)が含まれる
- ・代表者と同一の都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認める 等

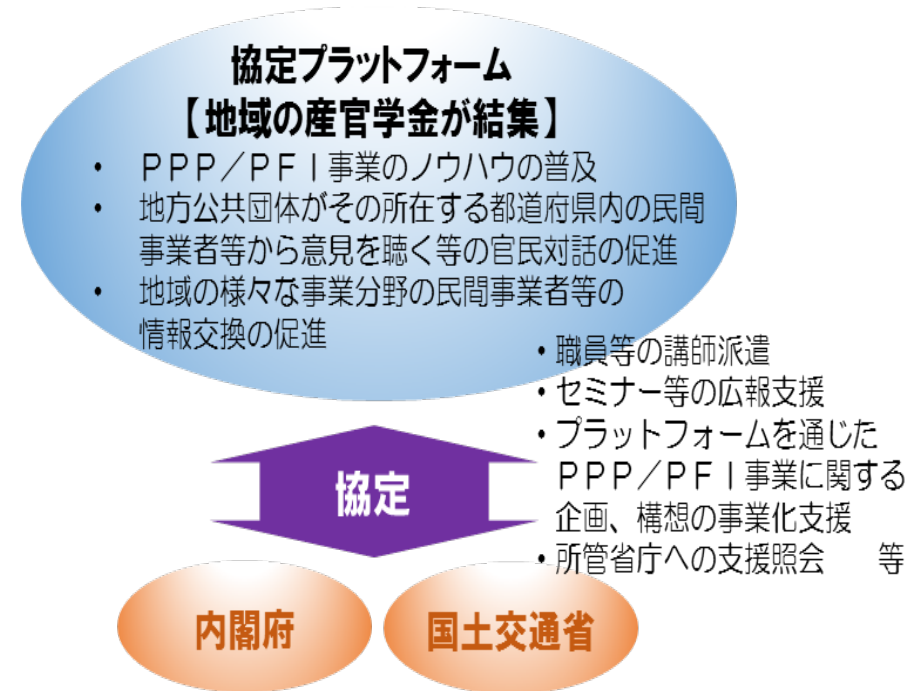
○次に掲げる機会を年1回以上提供

- ・参加者のPPP/PFI事業のノウハウ習得の機会
- ・地方公共団体がその所在する都道府県内の民間事業者等から意見を聴く等の官民対話の機会
- ・地域の様々な事業分野の民間事業者等の情報交換の機会

■支援内容

- 関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣
- 地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援 等

【協定プラットフォームイメージ】



※令和2年度は25地域と協定を締結

協定プラットフォーム一覧(令和2年度)

PPP/PFI地域プラットフォーム名称	代表者の構成
川崎市PPPプラットフォーム	川崎市
横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム	横須賀市
とやま地域プラットフォーム	富山市、財務省北陸財務局、株式会社日本政策投資銀行、株式会社北陸銀行
いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム	株式会社北國銀行、石川県、株式会社日本政策投資銀行、財務省北陸財務局
ふくい地域プラットフォーム	株式会社福井銀行、株式会社福邦銀行、福井県、福井市、株式会社日本政策投資銀行、財務省北陸財務局
ぎふPPP/PFI推進フォーラム	国立大学法人 岐阜大学、岐阜県、岐阜市
静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム	静岡市
みえ公民連携共創プラットフォーム	三重県、株式会社百五銀行
淡海公民連携研究フォーラム	国立大学法人 滋賀大学、滋賀県、株式会社滋賀銀行、株式会社しがぎん経済文化センター
京都府公民連携プラットフォーム	京都府
和歌山県官民連携プラットフォーム	和歌山県
鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム	鳥取県
広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム	広島県、株式会社広島銀行、株式会社もみじ銀行、一般財団法人ひろぎん経済研究所、株式会社YMFG ZONEプランニング
山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	山口県、下関市、株式会社山口フィナンシャルグループ、株式会社山口銀行、株式会社YMFG ZONEプランニング
徳島県PPP/PFIプラットフォーム	徳島県
高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム	高知県
北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	北九州市、株式会社山口フィナンシャルグループ、株式会社北九州銀行、株式会社YMFG ZONEプランニング
長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム	長崎県
熊本市公民連携プラットフォーム	熊本市
宮崎県・地域PPPプラットフォーム	宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日向市、株式会社宮崎銀行、株式会社宮崎太陽銀行
沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム	沖縄振興開発金融公庫、沖縄県、沖縄電力株式会社
やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム	山梨県、株式会社山梨中央銀行
ふじのくに官民連携実践塾	静岡県
佐世保PPPプラットフォーム	佐世保市
おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム	大分県

協定プラットフォームへの主な支援内容(令和元年度)

1. プラットフォームへの講師派遣

- 関係省庁職員やPPP/PFI事業に精通した専門家を講師として派遣



静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム
(国の政策動向について)



ぎふPPP/PFI推進フォーラム
(PFI事業におけるファイナンスの考え方)

2. プラットフォームの広報活動支援

- プラットフォームが開催するセミナーへの後援名義の使用を許可
- 他地域のプラットフォーム開催状況やPPP/PFIに関する最新情報等を定期的に配信(地域プラットフォーム通信)
- ホームページへのリンク貼付等によるプラットフォームの活動の告知

3. 個別案件の事業化支援

- プラットフォームを通して検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援



いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム
(羽咋駅周辺整備事業)



広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム
(広島市三滝少年自然の家・
グリーンスポーツセンター改修事業)

4. プラットフォームの立ち上げ支援

- プラットフォームの設立及び運営、具体的な案件のサウンディング調査等、次年度以降の自走化に向けた支援を実施



(国の施策に関する講演)



(個別案件のサウンディング状況)

川崎市PPPプラットフォーム

PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度 協定先の募集(第3次)



経済研究会、永田クラブ、国土交通記者会に公表

令和3年1月20日
内閣府 民間資金等活用事業推進室
国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課

全国各地のPPP/PFI地域プラットフォームの活動を応援します!!

～PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度にかかる
協定先の募集(第3次)を開始します～

- 内閣府と国土交通省(以下、「両府省」という。)は、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行うPPP/PFI地域プラットフォーム(以下、「地域プラットフォーム」という。)の取組を支援するため、地域プラットフォームの協定制度を令和元年に創設し、講師の派遣やPPP/PFIの事業化支援等を行っているところです。
- 本日より、協定先の候補となる地域プラットフォームの募集(第3次)を実施いたします。

1 PPP/PFI地域プラットフォーム協定について

両府省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援していく(詳細は別紙1参照)。

2 募集期間

令和3年1月20日(水)～3月19日(金) ※15時必着

3 応募方法

応募用紙(別紙2)に必要な事項を記載の上、下記「お問合せ先」のE-mailアドレス宛てに提出をお願いします。

4 今後のスケジュール

令和3年	1月20日	募集開始
	3月19日	募集締切
	4月上旬頃	協定締結(予定)

【お問合せ】

内閣府 民間資金等活用事業推進室 神田、齋藤

TEL: 03-6257-1655 FAX: 03-3581-9682

E-mail: i.pfi@cao.go.jp (メール送付の際は「Σ」を「@」に変えてください)

国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課 本村、山腰

TEL: 03-5253-8111 (内24-224、24-226)、03-5253-8981 (直) FAX: 03-5253-1548

E-mail: hqt-PPP_PFI@gxb.mlit.go.jp (メール送付の際は「Σ」を「@」に変えてください)

協定プラットフォームの取組を
更に拡大すべく、

令和3年1月20日から

協定プラットフォームの 第3次募集

を開始しました。

(3月19日募集締切)

これにより、地域プラットフォーム
の活動に対する継続的な支援、
及び地域プラットフォームの形成
促進を図って参ります。

<参考URL>

[https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/
pf_kyoutei/pf_kyoutei_index.htm](https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/pf_kyoutei/pf_kyoutei_index.htm)

令和3年度 PPP/PFI推進に資する支援措置の募集開始

内閣府では、地域のPPP/PFI推進を図るため、地方公共団体のPPP/PFI案件形成の取組を支援しています。

1月20日から令和3年度支援対象となる地方公共団体等を募集しています。(3月12日まで)

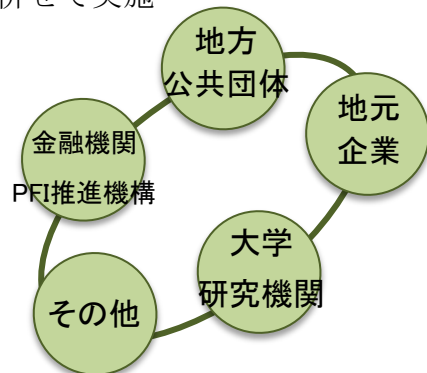
【掲載URL：https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/r3/r3_index.html】

PPP/PFIを推進したい皆様、応募についてぜひご検討を。疑問点等は下記の連絡先までお気軽にどうぞ。

① 地域プラットフォーム形成支援

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の立ち上げや運営を支援

地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を併せて実施



地域プラットフォーム形成支援のほか、「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」の活用により、地方公共団体のPPP/PFI案件形成に対する支援が可能

② 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法の適用を、従来型手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程を支援

※支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

- (1) 人口20万人未満の地方公共団体
- (2) 優先的検討規程が未策定の地方公共団体
- (3) 今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

③ 高度専門家による課題検討支援

コンセッション事業、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施

＜本件に関する問い合わせ先＞

内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI推進室) 神田、潮、齋藤

TEL: 03-6257-1655

概要

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場(地域プラットフォーム)の立ち上げや運営を支援
 地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、他の地方公共団体への横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を合わせて実施

支援内容

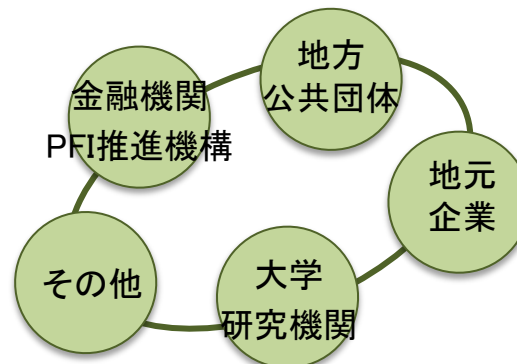
■支援対象

地域プラットフォームの継続的な取組実施を通じて、多様なPPP/PFI案件の形成を目指す地域

※複数の地方公共団体等で構成される広域的な地域プラットフォームを重点的に支援

■具体的な支援事項(例)

- コンサルタントを派遣し、地域プラットフォームの立ち上げから支援終了後の継続的な運営体制の構築までをサポート
 - ・構成員の決定、活動計画策定の支援
 - ・セミナー等の開催準備、企画立案、運営の支援
(参加者募集、実施企画の提案、講演者手配、必要資料作成 等)
 - ・支援終了後の継続的な運営体制構築や運営方法について助言
- 地域プラットフォームに寄せられる案件(横展開の可能性が高いもの)に対し、事業の実現性を高めるための情報提供、助言や、今後の方向性を提示。
 - ・プラットフォームを通じたサウンディング調査(民間事業者の参入意向や参入条件等の確認)の実施及び結果分析の支援
 - ・対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴、事業実施に向けたスケジュール、検討項目、取り組む際の留意点等の情報提供 等



【地域プラットフォームイメージ】

これまでの支援事例



セミナーの開催
 (かがわPPP/PFI地域プラットフォーム:
 令和元年度支援)



個別案件のサウンディング状況
 (静岡県官民連携プラットフォーム:
 令和元年度支援)

概要

「優先的検討規程」とは、地方公共団体が公共施設の整備等を行う場合、自ら行う従来型手法に優先して、PPP/PFI手法の導入を検討することを定める規程

この規程の策定と、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI方式で進捗させる過程に対し、職員及び内閣府が委託して派遣するコンサルタントが助言・指導等して支援

支援内容

■支援対象

優先的検討規程を令和3年度末までに策定予定又は策定済みで運用の改善を図ろうとする地方公共団体

※支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

- (1)人口20万人未満の地方公共団体 (2)優先的検討規程が未策定の地方公共団体
(3)今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

■具体的な支援事項(例)

○コンサルタントによる資料提供や助言、内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、地方公共団体が行う優先的検討規程の策定、あるいは、対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を実際に事業化することを念頭に支援

- ・優先的検討規程の策定・運用に関する助言
- ・他の地方公共団体が策定した優先的検討規程の優良事例に関する情報提供
- ・対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴に関する情報提供
- ・優先的検討規程策定に関する庁内勉強会等におけるPPP/PFIの基礎知識を始めとした講義対応
- ・対象事業の企画から事業者選定までの手順について、シナリオ・手順フロー図を作成するために必要な情報の提供

等

これまでの支援事例



庁内勉強会における講義
高浜町(福井県)
(令和元年度支援)



庁内勉強会における講義
下関市(山口県)
(令和元年度支援)

概要

高度な専門的検討を必要とするコンセッション事業、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家等による助言や情報提供等の支援を実施

支援内容

■支援対象

高度な専門的検討を必要とする以下のいずれかに該当する事業を実施しようとしている地方公共団体等

- ・コンセッション事業(公共施設等運営権制度を活用したPFI事業)
- ・収益型事業(収益施設の併設・活用等事業収入等で費用を回収する事業)
- ・公的不動産利活用事業
- ・PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業

※内閣府による支援が妥当と判断される事業を支援対象とします

■具体的な支援事項(例)

○内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等のほか、支援対象事業を実現するために専門的検討が必要な課題について、高度な専門的知識を有する専門家が、参考となる情報提供や解決法策の検討に対する助言等を実施

- ・法令上の制約事項や会計・税務の制度等を踏まえた最適な事業スキームの検討に対する助言
- ・事業採算性の検証の実施に関する助言
(民間事業者ヒアリング、事業収支シミュレーションの実施等)

※対象事業の課題に応じた支援を実施します

これまでの支援事例

大阪市
(平成28年度支援)

設置者が「地方独立行政法人」となる場合の事業スキーム・運営体制について、高度専門家より法務的な知見を整理

『大阪中之島美術館』

事業主体: 地方独立行政法人 大阪市博物館機構
事業方式: 公共施設等運営権(コンセッション)方式

- H30.10 実施方針(案)公表
- H31.4 機構(地独)設立
- R1.6 実施方針公表
特定事業選定
事業者募集開始
- R2.3 事業者決定(予定)
実施契約締結(予定)
- R3 開館(予定)



<イメージパース>

地方創生推進交付金の概要・PPP/PFIにおける現状について

地方創生推進交付金とは

地方公共団体の自主的・主体的かつ先導的な事業を支援することで、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生に寄与

○地域再生計画の作成【地域再生法第5条第4項第1号】

計画の作成主体：地方公共団体

地方創生推進交付金の対象事業：以下の要素を全て満たす事業

- ① 地方版総合戦略に位置付けられた**地方公共団体の自主的・主体的な取組**であること
- ② 先導的な事業として、**自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携**等の要素を有する事業であること
- ③ 事業毎に、ふさわしい具体的な**重要業績評価指標（KPI）を設定し、PDCAサイクルを整備**していること

○交付金の交付【同法第13条】

当該事業（認定された地域再生計画に基づくもの）に要する経費に充てるため、**予算の範囲内で交付金を交付することができる。**

現行制度においても、対象事業に含まれるPPP/PFIの検討・推進等（※）に係る費用については、**地方創生推進交付金の対象となり得る。**

（※）導入可能性調査費やアドバイザー経費など事業計画段階に関する費用が対象となり得る。ただし、他の国庫補助金等の対象となり得る費用は対象外となる。

交付金を受けた事例

PPPを活用した出産・子育て楽楽（らくらく）まちづくり計画（千葉県大網白里市）

- PPPを活用した医療機関や子育て支援施設、商業施設等の整備を実施し、産科不在などの問題解消や生活利便性の向上を図る（各事業主体が参画するSPC設立等により運営体制を構築）。
- 当該施設整備に係るPPP/PFIの導入可能性調査等や、出産・子育てに関する情報発信等を総合的に行う事業を地方創生推進交付金で支援。



子育て交流センターイメージ（出典：大網白里市HP）

地域再生法改正におけるPFI法の特例(令和元年法律第66号)

- 老朽化した公共施設の維持更新、低未利用化した公的不動産の有効活用は、地方公共団体の重要な課題。
- 厳しい財政状況の中で、公的不動産の有効活用を通じて公共施設の効率的な整備等を図るためには、民間の資金・ノウハウを活用するPPP/PFIの導入が有効。そこで、専門機関であるPFI推進機構がコンサルティングを行うことで、公的不動産の有効活用をはじめとするPPP/PFIの更なる促進を図る地域再生法改正法が、令和元年12月2日に成立し、同月6日に公布された。(施行期日は令和2年1月5日)

PPP/PFIの地域再生計画記載事項への 明確な位置づけ

本改正においては、**公的不動産の利活用等のPPP/PFIを含む事業が「民間資金等活用公共施設等整備事業」として地域再生計画に記載可能な事項として追加**されたことで、**PPP/PFIが地域再生に資するものであることが明確化**。併せて「民間資金等活用公共施設等整備事業」を記載した計画において**地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税など他の支援措置メニューを活用すること等により、PPP/PFIを従前以上に推進**。

(参考) 公的不動産利活用の例



大阪府：大阪府営枚方田ノ口住宅
建替え事業

岡山市：出石小学校跡地整備事業

民間資金等活用公共施設等整備事業に係る PFI推進機構の特例業務の追加

地方公共団体(特に小規模の地域)の中には、PPP/PFIの案件形成のためのノウハウが不足しているところも依然として多い^(※)。また、PPP/PFIの経験の少ない、又は小規模の地方公共団体にも裾野を拡大するためには導入可能性調査等の初期段階からの支援が有効。

そこで地域再生法改正案において、従来利用料金を徴収するPFI事業のみを支援対象としていた**民間資金等活用事業推進機構**(PFI推進機構)が、**地方公共団体の求めに応じコンサルティングを行い、利用料金徴収の有無にかかわらず、公的不動産の有効活用をはじめとするPPP/PFIの推進を図る**ことを特例業務として可能とする。

(※) PPP/PFIを推進していない又はしない理由として、「ノウハウがない」が58.2%(経済財政諮問会議(H27.3.4)資料より)

(参考) PFI推進機構の業務範囲

事業類型 業務内容	PFI法		その他PPP/PFI
	①コンセッション ②収益型事業	③サービス購入 型事業	④公的不動産の 有効活用等
金融支援 (出資、資金貸付等)	○	—	—
コンサルティング支援 (専門家の派遣、助言等)	○	★ 本業務特例により支援可能に	

※PFI推進機構は、利用料金を徴収し自らの収入とするPFI事業について、施設の需要変動によるリスクマネーを供給する目的で2013年にPFI法に基づき設立された官民ファンド。平成30年度末時点で33件の支援実績(融資に伴う助言等を含む)がある。 13

PPP／PFI専門家派遣

PPP／PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度

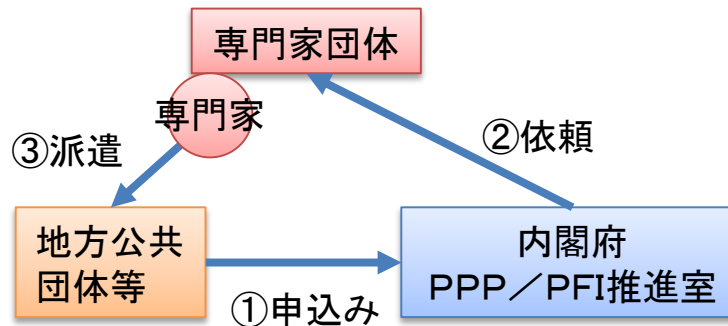
【概要】

- 1回につき半日程度で派遣(内容に応じて複数回の派遣も可能)
- 専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施
- 地方公共団体等からの申込内容に応じ、PPP／PFI専門家団体と調整し、専門家を派遣
- 派遣費用(謝金、旅費)は全額、内閣府が負担
- 派遣後も内閣府職員が引き続き、相談に応じます

【主な内容】

- PPP／PFI手法の基礎的な概念や考え方に関する講習会の実施
- 過去に実施されたPPP／PFI事業の事例紹介、解説
- 検討中の事業にPPP／PFI手法を導入する上での疑問点、課題等に関する相談 等

【派遣のしくみ】



【申込み方法】

- 申込みは通年受け付けています。
- 日程や内容などの調整のため、派遣希望の1ヶ月前までに申込みください。
- まずは下記に電話、FAXでご連絡ください。



PPP/PFIに関するお問い合わせ

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します。

連絡先: 内閣府PPP/PFI推進室 03-6257-1655 (直通)

○お問い合わせいただいている主な質問の例

1. PPP/PFI全般

- ・コンセッションについて教えてほしい。
- ・〇〇(例: 学校空調整備)を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

2. PFI法関連解釈

- ・地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・〇〇(例: 温泉施設)はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

3. PPP/PFI支援措置

- ・PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

4. PPP/PFI優先的検討規程

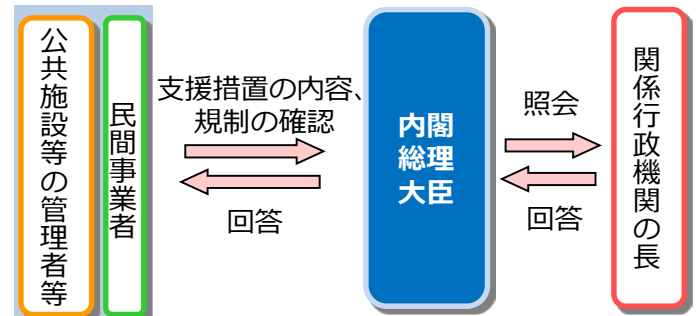
- ・優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します

● ワンストップ窓口制度

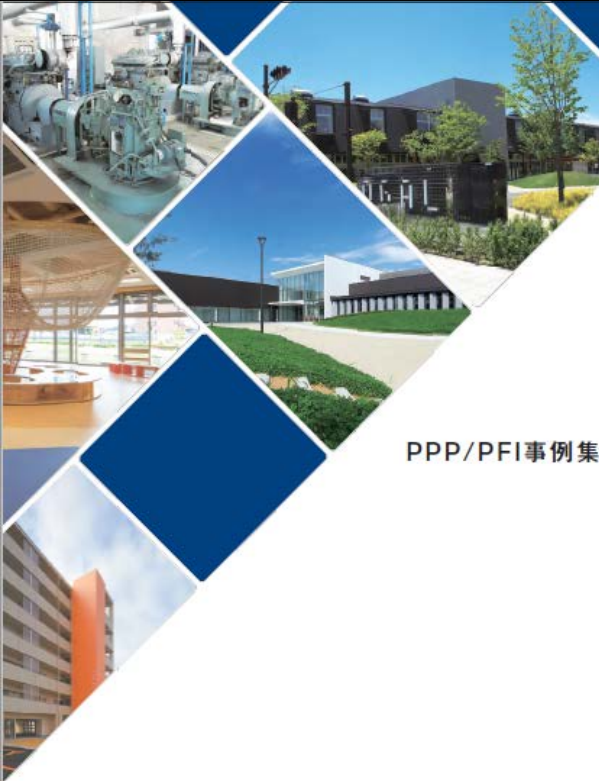
平成30年度のPFI法改正により、『ワンストップ窓口制度』が位置づけられました。

- ・地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができるようになりました。
- ・内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。



PPP/PFI事例集

- ・多くの地方公共団体の対象となり得る事業分野を中心に参考となる事例をとりまとめ
- ・令和2年4月27日公表



PPP/PFI事例集

内閣府民間資金等活用事業推進室
(PPP/PFI推進室)

- 事例01 伊達市学校給食センター整備運営事業 **学校給食センター**
北海道伊達市
- 事例02 佐倉市立小中学校・幼稚園空調設備整備事業 **学校空調**
千葉県佐倉市
- 事例03 袋井市総合体育館整備及び運営事業 **スポーツ施設・体育館**
静岡県袋井市
- 事例04 柳島スポーツ公園整備事業 **スポーツ施設・運動公園**
神奈川県茅ヶ崎市
- 事例05 東根市公益文化施設整備等事業 **文教施設・図書館等**
山形県東根市
- 事例06 御殿場市・小山町広域行政組合ごみ焼却施設整備及び運営事業 **廃棄物処理施設**
静岡県御殿場市・小山町
- 事例07 女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業 **産業施設**
宮城県女川町
- 事例08 旧刈田家付属町家群を活用した施設の管理運営事業 **観光施設**
岡山県津山市
- 事例09 沼津市立少年自然の家跡施設等運営事業 **公園**
静岡県沼津市
- 事例10 須崎市公共下水道等施設運営事業 **下水道**
高知県須崎市
- 事例11 桜ヶ丘子育て支援住宅整備PFI事業 **賃貸住宅**
鹿児島県鹿屋市
- 事例12 紫波中央駅前都市整備事業(オガールプラザ) **まちづくり**
岩手県紫波町
- 事例13 貝塚市新庁舎整備事業 **庁舎**
大阪府貝塚市
- 事例14 函南「道の駅・川の駅」PFI事業 **地域振興施設・道の駅**
静岡県函南町

01

学校給食センター

伊達市学校給食センター整備運営事業

本事業は、従来の学校給食センターの機能に加え、市民の健康増進及び伊達市の食材PRに資する事業者による自主事業を展開するための施設等を整備・運営する事業である。
民間事業者の創意工夫により、食育レストランは、センターの2階で市民の健康増進と伊達産食材のPR、正しい食育の知識を育むことを目的にして軽食を提供するほか、その日に各学校で提供されている給食のメニューを食べることができる。(どちらも有料・給食メニューは限定)
PFI手法の導入により、効率的かつ効果的な作業環境の創出、食育環境の改善が図られ、災害時には、1日当たり最大9,900食の炊き出しを3日間可能とする設備を導入し、もしもの時の安心を確保している。



事業主体
伊達市(北海道) 人口約3.5万人(平成27年国勢調査)

事業方式
PFI(BOT方式) サービス購入型+付帯事業(第2稼算)
付帯事業:食育レストラン

事業期間
平成27年6月～令和14年8月(17年3ヶ月)

契約金額
約47億円
VFM:7.61%(特定事業選定時)
※事業者選定時のVFMについては非公表

施設概要
学校給食センター
提供食数:1日当たり最大3,300食
対象学校:19校(伊達市15校、社管町4校)

SPCの構成企業
代表企業…食品提供企業
構成企業…設計企業、建設企業、設備企業、維持管理企業、運営企業

事業経緯
平成26年3月 実施方針等の公表
平成26年6月 募集要項等の公表
平成27年2月 優先交渉権者の選定
平成27年6月 事業契約等の締結

